

「クミルロン」及び「シメコナゾール」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「クミルロン」及び「シメコナゾール」については、魚貝類に関する基準値設定の要請があった旨、平成19年6月1日付けで農林水産省から連絡があったところである。これらについて、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

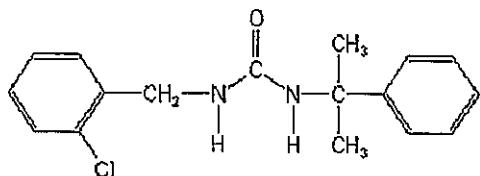
また、「クミルロン」及び「シメコナゾール」についてはポジティブリスト制度の導入に当たりいわゆる暫定基準を設定したものであり、「クミルロン」については平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205001号により、「シメコナゾール」については、同日付け厚生労働省発食安第0205002号により、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼しているところである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) クミルロン

本薬は除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して食品分類の再構築等に伴い新たな基準を設定した。

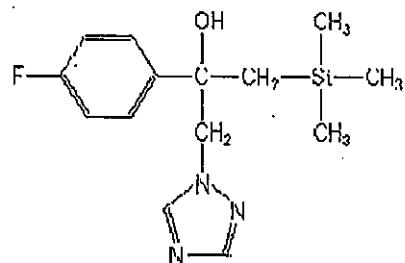
F A O / W H O 合同残留農薬専門家会議（J M P R）における毒性評価は、なされていない。



(2) シメコナゾール

本薬は殺菌剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に新たな基準を設定した。

J M P Rにおける毒性評価は、なされていない。



3. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。